令和４年度　確定給付企業年金の書面監査及び実地監査における主な指摘事項

指摘項目	主　な　指　摘　内　容
加入者	○ 加入者原簿において、加入者資格の取得及び喪失の年月日その他給付の裁定に必要な事項について正確に記録すること。
規約管理	○ 規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。 ○ 事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。 ○ 規約において、資産管理運用機関等の名称を整備すること。
事業周知	○ 業務の概況について、毎事業年度１回以上、加入者に周知すること。 ○ 業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
給付	○ 加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
資産運用	○ 積立金の運用に関しての基本方針を作成すること。 ○ 政策的資産構成割合を策定すること。 ○ 運用コンサルタント等の利用にあたっては、金融商品取引法第 29 条の規定による投資助言・代理業を行う者として登録している者から選ぶこと。
個人情報保護	○ 個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。 ○ 個人データの漏えい等が発生した場合における報告体制を確立すること。
代議員及び理事	○ 選定代議員及び互選代議員の選出の手続きについては、法令及び規約等に基づき適正に行うこと。
監事監査	○ 監事は、毎事業年度当初、監査の実施計画を立て、これを理事長に通知すること。 ○ 監事監査は、通知に掲げる事項のすべてについて行うこと。